

事業計画書

シルバー人材センターは「自主・自立・共働・共助」の基本理念を掲げ、地域の社会活動の一翼を担う活動を行っています。会員が自主的に組織を運営し、会員相互の良好なつながりを保ちながら、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現を目指すものです。

高齢化率が 50%を超えた東栄町にあって、その社会を創っていく力として、シルバー人材センターに寄せられる期待は大きなものがあります。しかし、引き続き過疎高齢化により会員確保は依然として厳しい状況ではありますが、150 人の会員確保の目標に向けて、会員、役員、事務局一丸となった勧誘活動を行った結果、令和 5 年度末には目標を達成することができました。

令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行され、ワクチンや治療薬も開発されたことなどにより生活上の規制も撤廃されていき、徐々に以前のような自由な社会生活に戻ってきました。コロナ禍に大きく影響を受けた当センターの実績も徐々に回復傾向にあります。センターの安定的な事業運営を図るためには、会員の確保、事業量の確保が重要です。

会員の確保については会員の減少に歯止めをかけるため、会員、事務局からの勧誘活動をより一層活発に行うとともに、町民に対しシルバー事業の普及啓発を進めます。令和 5 年度にゴールド会員制度を創設し、本年度から実際に施行することにより会員数の減少抑制を図っていきます。その中でゴールド会員が参加したくなる研修会やイベント、非会員でも講習会を受講できるような工夫をするほか、町のテレビ配信事業「東栄チャンネル」を積極的に活用するほか、令和 5 年末に立ち上げたセンターのホームページも活用しシルバーの存在と活動を伝えます。

事業量の確保については、人口減少が続く状況下で大変難しい課題ですが、既存の仕事をしっかりと完遂することがシルバーの業務への信頼を高め、ひいては仕事の増加にもつながります。この点を会員各位に周知し励行していただくとともに、公共の機関に対しても業務の確保、増大を要請します。

事業の推進にあたっては、今後も「安全第一」を最優先事項に据え、安全適正就業委員会を中心に組織をあげて事故ゼロを目指します。発注者にとっても会員にとっても魅力あるシルバー人材センターを目指しながら就業機会を提供し、会員がいきいきと活動できる高齢者の活動拠点としての役割を果たせるよう、役職員、会員、事務局が一丸となって努力してまいります。

事業実施計画

1 会員の確保

地域の高齢者の特性に応じた職種での入会を勧め、チラシや広告入りティッシュの配布を行うほか、口コミ等による入会活動も併せて推進し、当シルバーの魅力をPRしながら会員確保に努めていきます。令和5年度に創設したゴールド会員制度を活用し、退会者の減少を図ります。また、非会員も受講できる講習会を開催し、これを入会契機とできるようにします。このような事業のPRに、町のテレビ配信事業「東栄チャンネル」やセンターホームページを積極的に活用していきます。

2 会員の資質向上

各種講習や研修を開催して就業等に必要な知識・技術の向上を図るとともに、関係機関等の講習会や研修会に参加を促します。就業先からの信頼が高められるよう、会員の資質向上に努めます。

3 就業開拓の推進

新たな就業先の拡大に向けて、企業や一般家庭等への個別訪問を行い、一人でも多くの会員に仕事が提供されるよう就業開拓を推進します。行政に新規就業機会の確保を依頼するほか、工事が進む三遠南信自動車道や月バイパスの関係事業所に対し、就業開拓を働きかけます。

4 安全適正就業の推進

安全就業に関して、業務指導員による就業現場のチェックを実施するとともに、安全・適正就業委員会と連携し、安全パトロール(巡回指導)を計画的に実施し、安全管理体制を推進します。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の脅威を回避するための措置を業務ごとに講じるよう心がけます。また、温暖化の進行により酷暑下での作業の危険性が高まっていることから、作業時間帯の調整とこまめな休憩を促します。会員の健康管理への意識を高め、住民健診等の受診を促します。

適正就業については、受注時に仕事の内容を精査し、遺漏のないよう措置します。

5 組織活動の強化

県連合会や行政機関との連携・協力を密にし、各種情報の共有に努めるとともに、役員の資質向上に努めるなど組織力の強化を図ります。

6 社会参加の推進

行政及び各種団体が行う行事に積極的に参加し、センターの普及啓発に努めるとともに、ボランティア活動等への参加を可能にする環境づくりに努めます。

行政、各種団体と協力し、年4回の交通安全運動期間には街頭啓発活動に

参加します。

7 労働者派遣事業・職業紹介事業の推進

「適正就業に関する規程」に基き適正な就業を推進するとともに、請負、委任になじまない仕事については、労働者派遣で対応するよう体制を整備します。また、職業紹介実施事務所として責任者を配置し、職業紹介事業にも対応します。

8 生活・家事援助サービスの推進

生活支援サービスのノウハウを身に付け、利用者が楽しく安心して地域で過ごせるよう、町との連携を密にして、講習、研修等を実施してまいります。一時的に家庭内に入る仕事であることから、プライバシー保護やハラスメント対策、感染症対策など講ずべき対策をチェックしながら仕事の開拓に取り組めます。

9 独自事業の推進

奥三河の特産品として五平餅や手打ちそば、生鮮野菜等を提供します。会員の持つ経験と技術を発揮した商品を提供することで、会員の社会参加意欲の向上と地域の経済の振興に寄与します。また、新しい独自事業の発掘を図ります。その手始めとして、本年度から「なめこ栽培」を作業工程の講習会も含めて試行栽培を行います。

10 指定管理業務

町から引き続き3年間の指定管理者の指定を受け、グリーンハウスをはじめとする総合社会教育文化施設の適切な運営管理を行います。この際、新型コロナウイルスやインフルエンザなどのウィルス感染症の感染対策を徹底します。

施設利用者の増減は配分金収入に直結するため、センターの安定的財源の確保のためにも利用客増につながる手立てを講じます。

11 普及啓発活動の推進

地域社会に向けて当センターの事業を町のテレビ配信事業や広報誌、チラシ等で広く紹介するとともに5年度に立ち上げたセンターホームページへも掲載し、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対して啓発活動をする一方、地域社会に理解と協力が得られるよう努めます。

12 事務局体制の充実

事務局職員は、職務内容を正しく認識し、そのための資質を向上し円滑な事業運営のために能力を存分に発揮しなければなりません。国や県連合会が行う各種研修や講習会に積極的に参加し、資質の向上に努めるとともに、各種事業の実施に必要な資格要件の保持に留意します。

13 健全な財政運営

事業の運営には、安定した財源の確保が最も重要な課題となります。自主財源となる発注量の確保に注力しつつ、行政からの支援はセンター運営上不可欠ですので、今後も経費等の見直しを実施しながら補助金の交付をお願いし、適正な財政運営に努めます。

14 デジタル化の推進

フリーランス法の施行に伴い、就業機会を提供する契約について契約方法が見直されることにより Web やスマホの活用などデジタル化が推進されるため、国庫補助事業に伴うスマホ教室なども活用し、デジタル活用に向けた対応も検討していきます。